

高知市とアフラック生命保険株式会社とのがん啓発・がん検診の

受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）とアフラック生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、甲のがん対策推進に関する取組において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、甲のがん対策推進に関する取組を通じて、市民の健康寿命の延伸を図り、すべての世代でその人らしく健康な暮らしができる社会の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、市民に対して、がんの正しい知識の普及啓発及びがん検診の受診を勧奨する活動を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に定める連携・協力事項の実施により知った情報のうち秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持し、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとする。

2 甲及び乙は、秘密情報を、事前に開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、法令等の定めに基づく場合又は権限のある官公署から秘密情報の開示を請求された場合はこの限りでない。

3 甲及び乙は、本協定の有効期間が満了した後においても、本条に定める守秘義務を負うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了1か月前までに甲又は乙から終了の申し出がない場合は、有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議の上定めるものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

（2）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

（3）その他、前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかの定め違反した場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく本協定を解除することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年6月4日

高知県高知市本町五丁目1番45号
甲 高知市
高知市長

高知県高知市堺町2番26号
乙 アフラック生命保険株式会社 高知支社
支社長